要求水準書　修正対照表（令和８年４月24日公表版からの修正箇所）

修　正　前	修　正　後	備考欄
表紙 西長沢浄水場排水処理施設整備事業 要求水準書（案） 令和８年４月 神奈川県内広域水道企業団 （略）	表紙 西長沢浄水場排水処理施設整備事業 要求水準書 令和８年10月 神奈川県内広域水道企業団 （略）	 （変更） （変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 西長沢浄水場排水処理施設整備事業要求水準書（案）（以下、「要求水準書（案）」という。）は企業団が、西長沢浄水場排水処理施設整備事業を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして 位置付ける。 （略） 第1　本事業の概要 2　事業者に求める役割 本事業は、既設の排水処理施設を稼働しながら、排水処理施設の運用に影響を及ぼすことなく安全に設備を更新し、新旧施設の切替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な設計及び工事の実施並びに水の供給を支える排水処理施設の安定的・継続的な運転維持管理を求めるものである。 （略）	○ 本書の位置づけ 神奈川県内広域水道企業団 西長沢浄水場排水処理施設整備事業要求水準書（以下、「要求水準書」という。）は企業団が、西長沢浄水場排水処理施設整備事業を DBO（Design Build Operate）方式により実施するにあたり、企業団が事業者に要求する業務水準を示すものであり、本事業の入札説明書と一体のものとして 位置付ける。 （略） 第1　本事業の概要 2　事業者に求める役割 本事業は、既設の排水処理施設を稼働させながら、排水処理施設の運用に影響を及ぼすことなく安全に設備を更新し、新旧施設の切替えを行う必要がある。このため、事業者に対しては、以下に示す本事業の特殊性に留意しつつ、幅広い技術の活用や創意工夫の発揮により、効率的かつ安全な設計及び工事の実施並びに水の供給を支える排水処理施設の安定的・継続的な運転維持管理を求めるものである。 （略）	（変更） （変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
② 排水処理施設を稼働させながら設備の更新を行うため、新旧の排水処理施設の安定的な運転と、安全な切替えに対応した運転計画が必要であり、設計段階から維持管理業務で発生する諸課題を想定した検討を行うことが重要となる。 ③ 本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築するとともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。	②　排水処理施設を稼働させながら設備の更新を行うため、新旧の排水処理施設の安定的な運転と、安全な切替えに対応した運転計画が必要であり、設計段階から維持管理業務で発生する諸課題を想定した検討を行うことが重要となる。 ③　当浄水場には、脱水機の打込み汚泥の濃度上昇を図るため、二次濃縮槽装置が設置されており、排水処理工程が他の浄水場より複雑となっている。 ④　本事業は長期間にわたることから、本事業を確実に実行する計画と、緊急時を踏まえた業務実施体制を構築するとともに、本事業を取り巻く環境の変化や技術の進歩等に対しても、企業団との相互協力のもとで柔軟に対応していく必要がある。	(追加)
企業団では浄水発生土の有効利用の取組みとして、創設当時は乾燥機を設置し、有価物として活用してきた。 その後は、当該市場の再編により、浄水発生土は全量を産業廃棄物として処分しており、現在は脱水土を道路埋め戻し材等に二次利用している。 また、現在、企業団では事業活動全体を通じて、省エネルギー化及び脱炭素化を進めていることから、事業者には、これまでと現在の企業団の取組みを考慮した取組を求める。	当浄水場の排水処理施設は、平成９年度から平成１１年度にかけて実施した施設更新以降、浄水発生土を脱水土として運搬処分し、農園芸用土に有効利用してきたが、その後の当該市場の再編により、現在は脱水土を道路埋め戻し材等に二次利用している。 企業団では事業活動全体を通じて、省エネルギー化及び脱炭素化を進めていることから、事業者には、これまでと現在の企業団の取組みを考慮した取組を求める。	(変更)
(略)	(略)	
３　事業内容に関する事項 （２）　公共施設等の管理者の名称 神奈川県内広域水道企業団　企業長　城　博俊	３　事業内容に関する事項 （２）　事業管理者の名称 神奈川県内広域水道企業団　企業長　城　博俊	(変更)
(略)	(略)	

修　正　前	修　正　後	備考欄
4　対象施設 （4）　運転維持管理業務の対象施設 表 1-7 運転維持管理業務の対象施設 ※4：返送ポンプは既設の継続利用とする。 （略） 5　本事業に係る基本事項 （2）　濁度条件と処理時間の目安 施設能力を検討する上での濁度条件（最大値）と処理時間の目安（想定）は表 1-9 に示すとおりとする。排泥池や濃縮槽の容量等を活用し、本条件に対応できる施設と体制を構築すること。 （略） （4）　浄水処理施設からの排泥水等の水質 ア 水量・濁度・排泥回数等の実績値 （略）	4　対象施設 （4）　運転維持管理業務の対象施設 表 1-7 運転維持管理業務の対象施設 ※4：返送ポンプは既設を継続利用とする。 （略） 5　本事業に係る基本事項 （2）　濁度条件と処理時間の目安 施設能力を検討する上での濁度条件（最大値）と処理時間の目安（想定）は表 1-9 に示すとおりとする。排泥池や濃縮槽の容量等を活用し、本条件に対応できる施設と体制を構築すること。なお、処理時間の目安（想定）は、施設整備の条件を示すものではない。 （略） （4）　浄水処理施設からの排泥水等の水質 ア 水量・濁度等の実績値 （略）	（変更） （変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
(5)　排水池からの返送水 エ　油、並びに発泡等の、目視で確認できる異常があるもの。 上記の水質の水が発生した場合は、その対応策を事業者が検討し、通常時並びに非常時を問わず双方協力・連携しながら対応すること。なお、イ～エの水質の水が発生し、着水井への返送が可能な基準を満たさない場合は、下水道放流等により基準値に適合させること。 　下水道に放流する場合は、川崎市が定める下水の排除基準に適合させるよう、処理、並びに測定等の対応をすること。 　また、排水池を越流した水は、河川又は川崎市施設に放流されることから、企業団の指示に従い、残留塩素の中和処理等を行うこと。河川に放流した場合は、川崎市へ報告が必要となるため、事業者は情報を提供し、報告書の作成に協力すること。 （略）	(5)　排水池からの返送水 エ　油、並びに発泡等、異常が目視で確認できるもの。 上記の水質の水が発生した場合は、その対応策を事業者が検討し、通常時並びに非常時を問わず双方協力・連携しながら対応すること。また、イ～エの水質の水が発生し、着水井への返送が可能な基準を満たさない場合は、下水道放流等により基準値に適合させること。 　下水道に放流する場合は、川崎市が定める下水の排除基準に適合させるよう、処理、並びに測定等の対応をすること。 　排水池を越流した水は、河川又は川崎市施設に放流されることから、企業団の指示に従い、残留塩素の中和処理等を行うこと。なお、河川に放流した場合は、川崎市へ報告が必要となるため、事業者は情報を提供し、報告書の作成に協力すること。 （略）	（変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
6　本事業における留意事項 （4）　他工事との調整 【予定している主な他工事（別途発注）】 ・脱水機修繕工事（既設脱水機撤去までの毎年度） ・二次濃縮装置修繕工事（既設脱水機撤去までの毎年度） ・排水処理本館及び排水処理棟外装等修繕工事（～令和 10 年度予定） ・排泥池２号池掻寄機更新工事（令和 9 年度～令和 10 年度予定） ・濃縮槽１号池掻寄機更新工事（令和 10 年度～令和 11 年度予定） ・濃縮槽２号池掻寄機更新工事（令和 11 年度～令和 12 年度予定） ・排水処理施設弁類改良工事（令和 11 年度～令和 12 年度予定） ・排水処理施設換気ファン等改良工事(令和 12 年度予定) ・監視制御設備改良工事(令和 10 年度～令和 12 年度予定) ・場内給水管更新工事(令和 12 年度予定) ・場内道路舗装工事(令和 8 年度～令和 12 年度予定) ・その他修繕工事など （略）	6　本事業における留意事項 （4）　他工事との調整 【予定している主な他工事（別途発注）】 ・脱水機修繕工事（既設脱水機撤去までの毎年度） ・二次濃縮装置修繕工事（既設脱水機撤去までの毎年度） ・排水処理本館及び排水処理棟外装等修繕工事（～令和 10 年度予定） ・排泥池２号池掻寄機更新工事（令和 9 年度～令和 10 年度予定） ・濃縮槽１号池掻寄機更新工事（令和 10 年度～令和 11 年度予定） ・濃縮槽２号池掻寄機更新工事（令和 11 年度～令和 12 年度予定） ・排水処理施設弁類改良工事（令和 11 年度～令和 12 年度予定） ・排水処理施設換気ファン等改良工事(令和 12 年度予定) ・監視制御設備改良工事(令和 10 年度～令和 12 年度予定) ・場内給水管更新工事(令和 12 年度予定) ・場内道路舗装工事(令和 8 年度～令和 12 年度予定) ・受配電設備等更新工事（令和 8 年度～令和 10 年度予定）（排水処理施設以外を対象） ・潮見台配水池連絡管布設工事（令和 9 年度～令和 10 年度予定） ・川崎市上下水道局潮見台配水所関連工事（令和 9 年度～令和 12 年度予定） ・その他修繕工事など （略）	（変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
	（11）　部分引渡し 　本事業は運用しながら更新を行うものであり、工事目的物は、完成後に順次運用する。そのため、完成した工事目的物については、部分引渡しを行うものとする。	（追加）

<table>
<tr><th>修　正　前</th><th>修　正　後</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
第 2 事前調査・設計業務に関する要求水準

3　設計業務の要求水準（共通事項）

（1）　基本条件

ア　設計対象

表 2-1 設計対象
<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td>排水池設備
更新設計</td><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td>排泥池設備
更新設計</td><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">濃縮槽設備
更新設計</td><td>濃縮槽設備新設</td><td>・上澄水取水ポンプ及び付属する配管等の新設
・その他※2</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二次濃縮設備
更新設計※1</td><td>二次濃縮設備更新</td><td>・二次濃縮装置及び付随する補器類、配管等の更新</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・配電盤、制御盤、現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排水処理本館設備
更新設計</td><td>排水処理本館改修</td><td>・建築付帯設備の更新</td></tr>
<tr><td>脱水機設備更新</td><td>・脱水機に付随する補器類、配管等の更新
・受水槽の増設</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排水処理棟設備
更新設計</td><td>排水処理棟改修</td><td>・防音対策の新設
・建築付帯設備の更新</td></tr>
<tr><td>脱水機設備更新</td><td>・脱水機設備、補器類、配管等の更新</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・受変電、監視制御、ITV 設備、現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放流水設備
新設設計</td><td>放流水設備新設</td><td>・処理装置及び付随する補器類、配管等の新設
・既設配管の撤去</td></tr>
<tr><td>電気設備新設</td><td>・現場盤、計装機器及び電源ルートの新設</td></tr>
<tr><td>その他設計</td><td>場内配管等</td><td>・脱水機設備等の新旧切替に伴う整備</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
第 2 事前調査・設計業務に関する要求水準

3　設計業務の要求水準（共通事項）

（1）　基本条件

ア　設計対象

表 2-1 設計対象
<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td>排水池設備
更新設計</td><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td>排泥池設備
更新設計</td><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">濃縮槽設備
更新設計</td><td>濃縮槽設備新設</td><td>・上澄水取水ポンプ及び付属する配管等の新設
・その他※2</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">二次濃縮設備
更新設計※1</td><td>二次濃縮設備更新又は撤去</td><td>・二次濃縮装置及び付随する補器類、配管等の更新又は撤去</td></tr>
<tr><td>電気設備更新又は撤去</td><td>・配電盤、制御盤、現場盤、計装機器の更新又は撤去</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排水処理本館設備
更新設計</td><td>排水処理本館改修</td><td>・建築付帯設備の更新</td></tr>
<tr><td>脱水機設備更新</td><td>・脱水機に付随する補器類、配管等の更新
・受水槽の増設</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="3">排水処理棟設備
更新設計</td><td>排水処理棟改修</td><td>・防音対策の新設
・建築付帯設備の更新</td></tr>
<tr><td>脱水機設備更新</td><td>・脱水機設備、補器類、配管等の更新</td></tr>
<tr><td>電気設備更新</td><td>・受変電、監視制御、ITV 設備、現場盤、計装機器の更新</td></tr>
<tr><td rowspan="2">放流水設備
新設設計</td><td>放流水設備新設</td><td>・処理装置及び付随する補器類、配管等の新設
・既設配管の撤去</td></tr>
<tr><td>電気設備新設</td><td>・現場盤、計装機器及び電源ルートの新設</td></tr>
<tr><td>その他設計</td><td>場内配管等</td><td>・脱水機設備等の新旧切替に伴う整備</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>（変更）</td>
</tr>
</table>

修　正　前	修　正　後	備考欄
4　設計業務の要求水準 【設計共通事項】 （1）　共通事項 エ　電気の要求水準 (ｶ)　浄水場監視制御システムと必要な情報を相互通信できる監視制御設備とすること。なお、浄水場監視制御システム等の既設メーカに限定される改造工事については、企業団が別途発注する。 （略） 【排水処理棟設計】 （6）　建築物改修 ア 脱水機更新後の荷重で既存躯体に問題ないことを確認すること。また、その確認結果に応じて補強を行うこと。 （略）	4　設計業務の要求水準 【設計共通事項】 （1）　共通事項 エ　電気の要求水準 (ｶ)　監視制御設備は、浄水場監視制御システムと必要な情報を相互通信できるものとし、伝送仕様については、可能な限り仕様が公開され、多くのメーカが共通で使用できるものを採用すること。なお、浄水場監視制御システム等の既設メーカに限定される改造工事については、企業団が別途発注することとし、伝送仕様、信号項目等の決定に必要な協議を浄水場監視制御システムのメーカと行うこと。 （略） 【排水処理棟設計】 （6）　建築物改修 ア 脱水機更新後のプラント設備荷重に対し、既存躯体及び鋼構造増築部分の構造安全性を確認すること。また、その確認結果に応じて補強を行うこと。なお、プラント設備荷重を載荷できる部分は、既設鉄筋コンクリート造機械基礎及び鋼構造増築部分に限る。 （略）	（変更） （変更）

修　正　前	修　正　後	備考欄
第 4 運転維持管理業務に関する要求水準 1　基本事項 （5）業務責任者、業務副責任者及び作業従事者 ア　業務責任者 (ｳ)　業務責任者は、排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験を 3 年以上有すること。	第 4 運転維持管理業務に関する要求水準 1　基本事項 （5）業務責任者、業務副責任者及び作業従事者 ア　業務責任者 (ｳ)　業務責任者は、水道施設等における排水処理施設の運転維持管理業務の実務経験を 3 年以上有すること。	（変更）
（略）	（略）	
イ　業務副責任者 (ｲ)　業務副責任者は、排水処理施設を含む水道施設等の運転維持管理業務の実務経験を 1 年以上有すること。	イ　業務副責任者 (ｲ)　業務副責任者は、水道施設等における排水処理施設の運転維持管理業務の実務経験を 1 年以上有すること。	（変更）
（略）	（略）	
（10）　ユーティリティ等の調達・負担 イ　企業団の調達・事業者の負担 (ｱ)　電気（電気式加温設備を設けた場合） (ｲ)　下水道（企業団の調達・負担以外で利用する場合） ※（ア）（イ）に示す場合の使用料は、事業者が企業団に支払	（10）　ユーティリティ等の調達・負担 イ　企業団の調達・事業者の負担 (ｱ)　電気（電気式加温設備を設けた場合） (ｲ)　下水道（企業団の調達・負担以外で利用する場合） ※（ア）（イ）に示す場合の使用料は、事業者が企業団に支払 (ア)については使用量が確認できるメータを設置すること。	（変更）
（略）	（略）	
2　運転維持管理業務 （6）　その他業務 イ　水槽類の清掃、並びに堆積汚泥の収集・運搬及び処分業務	2　運転維持管理業務 （6）　その他業務 イ　水槽類の清掃、並びに堆積汚泥の収集・運搬及び処分業務	

修　正　前	修　正　後	備考欄
(ｱ)　事業者は、各種水槽（排水池、排泥池、濃縮槽等）に堆積した汚泥等の清掃を行うこと。 （略）	(ｱ)　事業者は、各種水槽（排水池、排泥池、濃縮槽）に堆積した汚泥等の清掃を行うこと。 （略）	（変更）
	別紙 1～8（実施方針（案）修正版から移動 内容変更はなし）	
	別紙 12　機械設備更新図（9/17）（参考図）平面図（5）（更新） グレーチング網掛け部変更、注記追記	（変更）
	別紙 13　電気設備更新図（7/9）（参考図）　場内ルート図 ケーブルルート変更	（変更）
	（略）	

※スペース、改行などの修正については記載を省略とする。